

LS21

受験番号

2012 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 憲法

(60分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 第1問

次の事例を読んで、下記の設問に答えなさい。

〔事例〕

わが国には、広告に関する様々な規制が存在する。例えば、食品衛生法 34 条は、「食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない」と定め、また、薬事法 66 条 1 項は、「何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない」と規定している。

灸を業とする場合についても、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下、「法」という。）7 条により、その広告に関しては一定の禁止事項が定められている（【参考資料 1】）。

Y は、灸を業として営む者である。Y は 20\*\*年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に約 10000 枚の広告ビラを配布し（以下、「本件配布行為」という。）、そのビラの中では、「灸の適応症」として、神経痛、リュウマチ、血の道、胃腸病等の病名を記載したほか、「灸の効くわけ」として数項目にわたって通俗的な灸の効能を説いていた。その後、Y は、本件配布行為が法 7 条に違反するとして、起訴された。

#### 【参考資料 1】 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

第 7 条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
  2. 第 1 条に規定する業務の種類
  3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  4. 施術日又は施術時間
  5. その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第 1 号乃至第 3 号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

〔設問〕

1. あなたが Y の弁護人であるとした場合、どのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。
2. 設問 1 で展開した主張に対し検察官が反論するとすれば、どのような反論が想定されるか、論じなさい。

### 第2問

下記の事項について、ごく簡単に説明しなさい。

1. 「形式的意味の憲法」及び「実質的意味の憲法」の意味の異同について。
2. 憲法 41 条「国権の最高機関」の意味について。